

**原子力発電所事故に伴う
放射線量等測定に係る対応方針
＜測定状況・計画編＞**

令和7年4月改定

岩 手 県

目 次

《 測定状況・計画編 》

- (1) 住環境等 P. 1
 - ア 空間線量率
 - イ 降下物、大気浮遊じん等
 - ウ 河川水、海水等
 - エ 水道水
 - オ 不特定多数の者が利用する施設
 - ・ 県立病院等
 - ・ 警察庁舎
 - ・ 浄化センター
 - ・ 県庁舎、合同庁舎等
 - ・ その他公共施設
- (2) 教育施設等 P. 10
 - ア 学校等の施設
 - ・ 保育所などの児童福祉施設等
 - ・ 県立学校、社会体育施設、社会教育施設、文化施設
 - ・ 公立小中学校、私立学校
 - ・ 県立看護学校
 - イ 公園等
 - ・ 公園、庁舎等
- (3) 農林水産物等 P. 15
 - ア 農林水産物
 - ・ 農産物
 - ・ 畜産物
 - ・ 特用林産物
 - ・ 水産物
 - ・ 野生山菜、野生きのこ
 - ・ ニホンジカ肉
 - イ 粗飼料
 - ウ 堆肥
 - エ 農用地土壌
 - オ 流通食品
 - カ 学校給食等食材
 - キ その他
 - ・ 野生鳥獣肉
- (4) 産業活動 P. 27
 - ア 工業製品・加工食品等
 - イ 下水汚泥
 - ウ 廃棄物
 - ・ 廃棄物処理施設
 - ・ 除染廃棄物保管場所
 - エ 企業局工業用水道
 - オ 浄水発生土

(1) 住環境等					
ア 空間線量率				担当部署	環境生活部 環境保全課
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	空間線量率	毎日(24時間)	盛岡市(環境保健研究センター) 花巻市(花巻地区合同庁舎) 奥州市(奥州地区合同庁舎) 一関市(三反田大気観測局) 大船渡市(大船渡地区合同庁舎) 釜石市(釜石地区合同庁舎) 宮古市(宮古市立宮古小学校) 久慈市(久慈地区合同庁舎) 二戸市(二戸地区合同庁舎) 滝沢市(岩手県立大学)	モニタリングポストによる測定 (盛岡市 : 地上14.7m その他 : 地上1.0m)	県 (環境保健研究センター)
結果の公表		県公式ホームページ等			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 国(原子力規制庁)からの委託事業「環境放射能水準調査」として、継続実施。</p> <p>② 県内10箇所のモニタリングポストにより、24時間測定。</p> <p>【前年度までの比較等(測定開始:昭和63年度、変更:平成23年度、平成25年度)】</p> <p>① 国(文部科学省)からの委託事業として、昭和63年度から盛岡市において測定している。</p> <p>② 原発事故後、平成23年12月に、一関市、大船渡市及び宮古市の3箇所、さらに平成24年3月に、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市及び滝沢市の6箇所にモニタリングポストを増設し、測定体制を強化した。</p> <p>③ 平成23年12月から、24時間体制で測定している結果を、県公式ホームページで随時更新し公表している。</p> <p>④ 平成26年1月1日の滝沢市の市制移行に伴い測定場所の表記を変更。</p>				

(1) 住環境等					
イ 降下物・大気浮遊じん等			担当部署	環境生活部 環境保全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	降下物 (放射性物質濃度)	毎月	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
	大気浮遊じん (同上)	3か月毎	盛岡市、一関市 (環境保健研究センター他)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
	降水 (同上)	降水日(午前9時～翌日午前9時)	盛岡市 (環境保健研究センター)	プラスチックシンチレーター、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
	その他の環境試料 (同上)	年1～2回	盛岡市他 (環境保健研究センター他)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 国(原子力規制庁)からの委託事業「環境放射能水準調査」として、環境中の放射性物質の分布状況を把握するため、継続実施。</p> <p>② 降下物は、1か月間分を毎月測定。大気浮遊じんは、3か月分を四半期毎に測定。</p> <p>③ 水道水、米、牛乳、魚介類、土壌、海水及び海底土等の環境試料については、年1～2回測定。</p> <p>【前年度までの比較等(測定開始:昭和63年度、変更:平成23年度、平成25年度、平成28年度)】</p> <p>① 国(文部科学省)からの委託事業として、昭和63年度から盛岡市において測定している。</p> <p>② 原発事故後、降下物及び水道水については、平成23年3月から12月までの間、国の指示により測定頻度を高め、毎日測定した。</p> <p>平成23年5月以降は検出できない濃度にまで低下したことから、国の指示を受けて、平成24年1月からは、より分析精度を高めつつ、本来の月単位又は3か月単位の測定に戻している。</p> <p>精度向上により検出下限値が従前の1/100程度となり、平常時におけるごく微量の放射性セシウムの定量も可能な状況である。</p> <p>③ 降下物を毎日測定するため中止していた降水、大気浮遊じんの測定も、平成24年1月から再開し、本来の月単位又は3か月単位の測定に戻している。</p> <p>④ 測定頻度を高め四半期ごとに実施していた水道水の測定を、平成28年度から事故前の年1回に戻している。</p>				

(1) 住環境等																																															
ウ 河川水、海水等			担当部署	環境生活部 環境保全課																																											
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)																																										
令和7年度	河川水・河川底質	年1回	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)																																										
	海水 (海水浴場)	海水浴場開設前に1回	盛岡市 (環境保健研究センター)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)																																										
結果の公表		県公式ホームページ																																													
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 農林水産物等が出荷制限等となっていることから、環境省が環境モニタリング調査を行っていない河川の河川水及び底質について、県独自に調査を実施。また、平成24年6月に環境省から示された水浴場の放射性物質に関する指針に基づき、海水浴場の海水の調査を継続実施。</p> <p>② 河川水・河川底質は、8河川12地点について、年1回測定。</p> <p>③ 海水は、開設を予定している海水浴場について、開設前に1回測定。</p> <p>【前年度までの比較等(測定開始：昭和63年度、変更：平成23年度、平成25年度)】</p> <p>平成23年度から環境省が実施している調査を補完するため、平成24年度から県独自の調査も実施している。</p>																																														
	<p>表 河川及び海水浴場における放射性物質濃度測定実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>河川実施地点数</th> <th>海水浴場実施地点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>19地点</td><td>2地点</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>24地点</td><td>10地点</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>16地点</td><td>8地点</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>12地点</td><td>4地点</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>12地点</td><td>4地点</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>12地点</td><td>5地点</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>12地点</td><td>6地点</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>12地点</td><td>7地点</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>12地点</td><td>5地点</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>12地点</td><td>8地点</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>12地点</td><td>10地点</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>12地点</td><td>10地点</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>12地点</td><td>10地点</td></tr> </tbody> </table>						年度	河川実施地点数	海水浴場実施地点数	平成24年度	19地点	2地点	平成25年度	24地点	10地点	平成26年度	16地点	8地点	平成27年度	12地点	4地点	平成28年度	12地点	4地点	平成29年度	12地点	5地点	平成30年度	12地点	6地点	令和元年度	12地点	7地点	令和2年度	12地点	5地点	令和3年度	12地点	8地点	令和4年度	12地点	10地点	令和5年度	12地点	10地点	令和6年度	12地点
年度	河川実施地点数	海水浴場実施地点数																																													
平成24年度	19地点	2地点																																													
平成25年度	24地点	10地点																																													
平成26年度	16地点	8地点																																													
平成27年度	12地点	4地点																																													
平成28年度	12地点	4地点																																													
平成29年度	12地点	5地点																																													
平成30年度	12地点	6地点																																													
令和元年度	12地点	7地点																																													
令和2年度	12地点	5地点																																													
令和3年度	12地点	8地点																																													
令和4年度	12地点	10地点																																													
令和5年度	12地点	10地点																																													
令和6年度	12地点	10地点																																													

(1) 住環境等					
エ 水道水			担当部署	環境生活部 県民くらしの安全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	県実施：水道水 (放射性物質濃度)	3か月毎	盛岡市、一関市、奥州市、平泉町	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県(環境保健研究センター)
	水道事業者等実施： 水道水 (同上)	毎月1回以上	各事業の浄水場	ゲルマニウム半導体検出器による測定	水道事業者等 (水道事業者等の測定委託機関)
結果の公表		県公式ホームページ、事業者ホームページ、広報等			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 水道水(県実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的なモニタリングを実施するため、県内4箇所(盛岡市、一関市、奥州市及び平泉町)において、浄水中の放射性物質濃度を3か月に1回測定。 <p>② 水道水(水道事業者等実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一関市、奥州市及び平泉町(放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域)は、原則、月1回以上の検査を実施。 ただし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を利用する水道事業者等については、水道事業者等の検査体制に応じて、週1回以上を目途に検査し、水道原水の高濁度時の水質結果が管理目標値(10Bq/L)を十分下回っていることを確認した後に、月1回以上の検査を実施。 また、3か月連続して水道水(水道原水)から放射性セシウムが検出されなかった場合、3か月に1回とすることができる。 ○ その他の市町村にあつては、上記を参考に測定頻度を設定し検査を実施。 <p>【前年度までの比較等(測定開始：昭和63年度、変更：平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成27年度)】</p> <p>① 水道水(県実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国からの委託事業として、昭和63年度から盛岡市において測定してきた。 ○ 原発事故後、平成23年3月から12月までの間、国の指示により測定頻度を高め、毎日測定していたが、平成24年1月からは週1回測定した。 ○ 盛岡市以外の県内各市町村の水道水については、県が独自に測定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市 : 毎週1回測定(平成23年4月から) ・ 奥州市、平泉町 : 毎週1回測定(平成24年1月から) ・ その他 : ローリング方式等により随時測定(平成24年1月から7月) ○ 平成24年10月から毎月1回に、平成25年度から3か月に1回に測定頻度を変更。 ○ 平成27年4月から、厚生労働省の方針に基づき放射性ヨウ素を報告の対象外に変更。 <p>② 水道水(水道事業者等実施分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度は、以下の国が示すモニタリング方針を参考に実施。 福島県及びその近隣の地域(本県は含まれない) <ul style="list-style-type: none"> ・ 表流水及び表流水の影響を受ける地下水を利用する水道事業者等 : 1週間に1回以上 ・ 表流水の影響を受けない地下水を利用する水道事業者等 : 1か月に1回以上 ○ 平成24年3月から現行の方針で実施。 				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設（県立病院等）			担当部署	医療局 経営管理課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	奥州市・一関市に所在する県立病院等のみ	12か月毎	正面玄関前及び駐車場 院内保育所の正面玄関前及び 園庭等	NaI (TI) シンチレーション 式サーベイメータによる測定	県 (各県立病院等)
結果の公表		県公式ホームページ等			
備考	<p>【令和7年度の対応】 令和7年度は次のとおり空間線量率を測定する。 ○ 奥州市・一関市所在施設のみ測定： 9月</p> <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成30年度、令和3年度、令和7年度）】</p> <p>① 平成23年度 全県立病院、附属地域診療センター及び院内保育所について、各1回ずつ空間線量を測定。</p> <p>② 平成24年度から 全県立病院、附属地域診療センター及び院内保育所について、原則6か月毎に（年2回）測定することとし、そのうち奥州市及び一関市（汚染状況重点調査地域）に所在する施設については、原則3か月毎に（年4回）測定することとした。 ○ 全県立病院等一斉測定： 9月及び3月 ○ 奥州市・一関市所在施設のみ測定： 6月及び12月</p> <p>③ 平成30年度から 奥州市・一関市所在施設以外の県立病院、附属地域診療センター及び院内保育所について、原則12か月毎に（年1回）測定することとした。</p> <p>④ 令和3年度から 奥州市及び一関市（汚染状況重点調査地域）に所在する施設については、原則6か月毎に（年2回）測定することとした。</p> <p>⑤ 令和7年度から 奥州市及び一関市（汚染状況調査重点地域）に所在する県立病院、附属地域診療センター及び院内保育所について、原則12か月毎（年1回）に測定することとし、その他の地域に所在する県立病院、附属地域診療センター及び院内保育所については、測定を廃止した。</p> <p>測定はいずれも、医療機関として有している診療用放射線管理用のサーベイメータ等を使用して職員が実施している。（測定高は地上50cm）</p>				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設（警察庁舎）			担当部署	警察本部警備部警備課 警察本部警務部会計課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	警察庁舎 (空間線量率)	年に1回	奥州署、一関署、千厩署	NaI (TI) シンチレーション式サーベイメータ測定	県 (各警察署)
結果の公表		県警ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重点調査対象地域に所在する奥州警察署、一関警察署及び千厩警察署については、年に1回の測定を実施。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成30年度、令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度は、1、2月の間に全警察庁舎において計測を実施。 ○ 平成24年度から、県内にある20施設のうち、放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域に指定されている奥州市及び一関市に所在する警察庁舎4箇所（水沢、江刺、一関及び千厩の各警察署）については、同地域内の他の県所管施設の測定頻度が3か月に1回程度であったが、警察の判断で毎月実施し、それ以外の庁舎については6か月に1回程度の空間線量率の測定を実施。 ○ 平成30年度から、県内19施設（※注）のうち、放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域に指定されている奥州市及び一関市に所在する警察庁舎3箇所（奥州、一関及び千厩の各警察署）については、3か月に1回、それ以外の庁舎は年に1回程度の空間線量率の測定を実施。 ※注 平成30年4月に水沢警察署と江刺警察署が統合され、奥州警察署になったことから警察庁舎は20施設から19施設となった。 ○ 令和3年度から、県内19施設のうち、放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域に指定されている奥州市及び一関市に所在する警察庁舎3箇所（奥州、一関及び千厩の各警察署）については、6か月に1回、それ以外の庁舎は年に1回程度の空間線量率の測定を実施。 ○ 令和7年度から、県内19施設のうち、放射性物質汚染対処特別措置法の汚染状況重点調査地域に指定されている奥州市及び一関市に所在する警察庁舎3箇所（奥州、一関及び千厩の各警察署）については、年に1回空間線量率の測定を実施、それ以外の庁舎は廃止。 				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設（浄化センター）			担当部署	県土整備部 下水環境課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	浄化センター (空間線量率)	年1回	水沢浄化センター（奥州市） 一関浄化センター（一関市）	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる測定	県 (事務所職員)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線による影響を把握するため、県が管理する次の施設において、放射性物質が蓄積しやすいと想定される箇所での空間線量率を定期的に測定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水沢浄化センター、一関浄化センター： 年1回実施 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成30年度、令和7年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空間線量率の測定について、平成23年度の試験的（年1回）な実施から、平成24年度以降は定期的に年2回実施することに変更。 ○ 測定値が低値で安定していることを踏まえ、平成30年度から重点調査地域以外の県営駐車場、都南浄化センター及び北上浄化センターにおいては、年1回に変更。 ○ 測定値が低値で安定していることを踏まえ、平成7年度から重点調査地域以外の県営駐車場、都南浄化センター及び北上浄化センターにおける測定を廃止するとともに、水沢浄化センター及び一関浄化センターにおける測定頻度を年1回に変更。 				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設 (その他公共施設(県庁舎・合同庁舎等))			担当部署	総務部 管財課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	重点調査地域 庁舎等 (空間線量率)	年1回	一関・奥州地区合同庁舎	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる測定	県(関係課)
結果の公表		各施設のホームページ等			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面、重点調査地域内に所在する一関・奥州地区合同庁舎については、年1回、空間線量率を測定する。 <p>【前年度までの比較等(測定開始：平成23年度、変更：平成30年度、令和3年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度は、施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安(1μSv/時)を超える値は測定されていない。 ○ 平成24年度から、重点調査地域内に所在する一関・奥州地区合同庁舎については3か月に1回、それ以外の地域の庁舎等については年2回の頻度で、空間線量率を測定。 ○ 平成30年度から、重点調査地域外に所在する施設について、測定頻度を年1回に変更。 ○ 平成30年度から、花巻、北上、大船渡及び宮古地区の県合同庁舎については、公園・庁舎等の測定(「測定状況・計画編」P.14参照)に一本化し、公園・庁舎等の測定として実施。 ○ 令和3年度から、一関・奥州地区合同庁舎の測定頻度について、6か月に1回に変更。 ○ 令和7年度から、一関・奥州地区合同庁舎の測定頻度について、年1回に変更。重点調査地域外に所在する施設については、測定を廃止。 				

(1) 住環境等					
オ 不特定多数の者が利用する施設 (その他公共施設(職業能力開発施設))			担当部署	商工労働観光部 定住推進・雇用労働室	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	その他公共施設 (空間線量率)	年1回	産業技術短期大学校水沢校(奥州市) 千厩高等技術専門学校(一関市)	NaI(Tl)シンプレ クションサーベイメータに よる測定	指定管理者又は県
結果の公表		県ホームページ等に記載			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設が不特定多数の者に利用されていることから、施設周辺の放射線量の状況を把握し、利用者等に情報提供する必要があるため、当面、空間線量率の測定を継続。 ○ 測定頻度は、施設の利用実態及び地域の空間線量に鑑み、当面年1回とする。なお、周辺地域で基準値を上回る値が計測された場合などにおいては、必要に応じて測定頻度を増やすこととする。 <p>【前年度までの比較等(測定開始:平成23年度、変更:平成24年度、平成25年度、平成30年度、令和7年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度から、東日本大震災からの復旧等に伴い観光施設を本来の用途に供することとなったため、測定対象に追加。 ○ 平成25年度から八幡平山頂レストハウスを測定対象に追加。 ○ 平成30年度から重点調査地域以外の施設の測定頻度を6か月に1回から年1回に変更。 ○ 令和7年度から重点調査地域の施設の測定頻度を年1回に変更。また、その他地域の施設の測定を廃止。 				

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設 (保育所などの児童福祉施設等)			担当部署	保健福祉部 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	県立の児童福祉施設等 (空間線量率)	1年に1回以上	福祉総合相談センター(盛岡市) 県立杜陵学園(盛岡市) 県立療育センター(矢巾町) いわて子どもの森(一戸町)	NaI シンレーション式サーベイメータによる測定	県 (各施設で実施)
		6か月に1回以上	一関児童相談所(一関市)	NaI シンレーション式サーベイメータによる測定	県 (当該施設で実施)
	その他の児童福祉施設等 (同上)	市町村等の計画に基づき実施	保育所、放課後児童クラブ等の児童福祉関連施設等	NaI シンレーション式サーベイメータによる測定	各施設等設置者 (設置者の判断による)
結果の公表		県立施設：県公式ホームページ、各施設のホームページ 保育所等：各市町村のホームページ等			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 県立の児童福祉施設等(5箇所) 前庭、屋外の子どもが活動する場、放射性物質が溜まりやすい雨どいなどの空間線量率を測定する。 (地上50cm等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一関児童相談所：6か月に1回以上 その他※：1年に1回以上 <p>(※ 福祉総合相談センター、県立杜陵学園、県立療育センター、いわて子どもの森)</p> <p>② その他の児童福祉施設等 現状を把握するために、施設利用の状況に応じ、空間線量率の測定を促進する。 各保健所に配置しているサーベイメータの貸出し等により、各市町村等が空間線量率の調査を実施する。</p> <p>【前年度までの比較等(測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成25年度、令和3年度、令和7年度)】</p> <p>① 平成23年度</p> <p>ア 県立の児童福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年8月から10月にかけて、県立の児童福祉施設について空間線量率を測定。 一関児童相談所で低減措置を講じる目安を超えたため除染を実施。 <p>イ その他の児童福祉施設等 市町村等が調査等を実施する経費に対する県の補助事業(補助率：1/2)を創設し、空間線量率の測定等を促した。</p> <p>② 平成24年度</p> <p>ア 県立の児童福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の所在地に応じて、毎月又は2か月に1回以上の頻度で放射線量を測定。 <p>イ その他の児童福祉施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状を把握するために、施設利用の状況に応じ、空間線量率の測定を促進した。 未実施の施設については、県の補助事業を周知する等し、空間線量率の測定等を促した。 <p>③ 平成25年度 その他の児童福祉施設等の空間線量率の測定に係る県の補助事業を廃止。</p> <p>④ 平成26年度から令和2年度については変更なし。</p> <p>⑤ 令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立の児童福祉施設等の測定頻度について、一関児童相談所は2か月に1回以上に、その他の施設は6か月に1回以上に変更。 宮古児童相談所については、公園・庁舎等の測定(「測定状況・計画編」P.17参照)に一本化し、公園・庁舎等の測定として実施。 <p>⑥ 令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立の児童福祉施設等の測定頻度について、一関児童相談所は6か月に1回以上に、その他の施設は1年に1回以上に変更。 				

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設 (県立学校、社会体育施設・社会教育施設・文化施設)			担当部署	教育委員会事務局 保健体育課 生涯学習文化財課 文化スポーツ部 文化振興課 スポーツ振興課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	県立学校 (空間線量率)	1年に1回。汚染状況重点調査地域については、6か月に1回。	県立学校(77校83校舎)	NaI(Tl)シンプレクソ式サーベイメータによる測定	県 (各学校)
	社会体育施設・社会教育施設・文化施設(同上)	指定管理者等による(年1回)	文化施設(1箇所:県立平泉世界遺産ガイダンスセンター)	NaI(Tl)シンプレクソ式サーベイメータによる測定	県 (指定管理者等)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各県立学校において、職員が定期的(1年に1回、汚染状況重点調査地域内にある県立学校については、6か月に1回)に、校地内の空間線量率を測定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校庭のほか、雨どい、側溝など。(高等学校:地上1m、支援学校:地上50cm) ○ 空間線量率測定の結果、高い値(毎時1.0μSv以上。以下、同じ。)が検出された場合は、速やかに除染作業を行う。 ○ 測定結果及び除染結果は、月初めに前月分を取りまとめ県公式ホームページで公表する。 <p>② 県教育委員会及び文化スポーツ部が所管する社会体育施設・社会教育施設・文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立平泉世界遺産ガイダンスセンターにおいて、指定管理者等が、定期的に(年1回)敷地内の空間線量率を測定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定高(地上50cm又は1m)等は、各施設の利用実態に応じて判断。 ○ その他の施設については、定期的な測定は行わないこととするが、測定すべき環境の変化等が生じた場合は、敷地内の空間線量率を適時測定する。 ○ 空間線量率測定の結果、高い値が検出された場合は、速やかに除染作業を行う。 ○ 測定結果及び除染結果については、随時県公式ホームページ及び各施設のホームページ等で公表する。 <p>【前年度までの比較等(測定開始:平成23年度、変更:平成29年度、平成30年度、令和3年度、令和4年度、令和7年度)】</p> <p>① 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の安全を確保する観点から、県立学校職員が定期的に校地内の空間線量率を測定し、状況把握に努めるとともに、高い値が検出された場合は速やかに除染作業を行うこととした。(23年度～、令和6年度も継続) ○ 汚染状況重点調査地域内にある県立学校について、令和7年度から測定頻度をこれまでの2か月に1回から、県立の児童福祉施設等と同様の6か月に1回に、また、それ以外の地域にある県立学校について、これまでの6か月に1回から、1年に1回に変更し実施。 <p>② 社会体育施設・社会教育施設・文化施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年12月から各施設指定管理者が定期的(年2回程度)に空間線量率を測定し、高い値が検出された場合は速やかに除染作業を行うこととした。 ○ 平成30年度から測定頻度を年1回に変更。 ○ 令和4年度から文化スポーツ部所管施設に県立平泉世界遺産ガイダンスセンター(令和3年11月開所)を追加し、当該施設における測定頻度を6か月に1回とした。 ○ 令和7年度から県立平泉世界遺産ガイダンスセンターにおける測定頻度を年1回に変更し、その他の施設については、定期的な測定は行わないこととした。 				

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設 (公立小中学校・私立学校)			担当部署	教育委員会事務局 保健体育課 ふるさと振興部 学事振興課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	公立小中学校 (空間線量率)	学校設置市町村の判断による	県内の各公立小中学校	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる測定	市町村 (市町村が判断)
	私立学校 (空間線量率)	学校設置者の判断による	県内の私立学校 (幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校)	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる測定	市町村及び学校設置者 (市町村及び学校設置者)
結果の公表		学校設置市町村の公式ホームページ、各施設のホームページ等			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 公立小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、希望する市町村に対する測定機器の貸与を継続して実施。 <p>② 私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村及び学校設置者は、それぞれ必要に応じて調査を実施。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始：平成23年度、変更：-)】</p> <p>① 公立小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年7月～9月、他の地域と比べて空間線量率が比較的高い値を示している県南地区の小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率及び屋外プール水のサンプリング調査を実施し、健康に影響を与えるレベルではないことを確認。 ○ 市町村等が実施する空間線量率の測定及び除染に要する経費に対し、県は補助を行った。(補助率 1/2) (23年度～24年度) ○ 県は、希望する市町村に対し測定機器を貸与することとした。(23年度～、令和7年度も継続) <p>② 私立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度は、市町村及び学校設置者が、私立学校(幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校)の空間線量率を測定。(幼稚園(83園)・小中学校(3校)は、市町村が全校調査を実施。高等学校等は、11校が調査を実施。高い線量が測定された場所は、全て除染が進められている。) ○ 以降、市町村及び学校設置者が、空間線量率を測定。 				

(2) 教育施設等					
ア 学校等の施設 (県立看護学校)				担当部署	保健福祉部 医療政策室
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	一関高等看護学院 (空間線量率)	1年に1回以上	一関高等看護学院 (一関市)	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによる測定	県 (当該施設で実施)
結果の公表		県公式ホームページ、各施設のホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>一関高等看護学院 重点調査地域に位置する一関高等看護学院は、1年に1回以上測定する。 (地上1m等。)</p> <p>【前年度までの比較等 (測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成30年度、令和3年度、令和7年度)】</p> <p>① 平成23年度は、宮古高等看護学院において、校舎や寄宿舎の砂利敷や草むら等、高い放射線量が測定されやすい箇所での測定を実施したが、基準値未満の値であった。</p> <p>② 平成24年度は、宮古高等看護学院のほか、一関高等看護学院、二戸高等看護学院においても測定を実施した。</p> <p>③ 平成25年度から平成29年度については変更なし。</p> <p>④ 平成30年度から、重点調査地域以外に位置する宮古高等看護学院及び二戸高等看護学院の測定頻度を6か月に1回以上から1年に1回以上に変更。</p> <p>⑤ 令和元年度から令和2年度については変更なし。</p> <p>⑥ 令和3年度から、一関高等看護学院の測定頻度を6か月に1回以上に変更。</p> <p>⑦ 令和7年度から、一関高等看護学院の測定頻度を1年に1回以上に変更するとともに、重点調査地域以外に位置する宮古高等看護学院及び二戸高等看護学院の測定を廃止。</p>				

(2) 教育施設等					
イ 公園等(公園・庁舎等)			担当部署	環境生活部 環境保全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	重点調査地域 (空間線量率)	定期 (1回/6月)	一関市、奥州市及び平泉町の庁舎、公園	NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータによる測定	県 (広域振興局等)
	その他の市町村 (同上)	定期 (1回/年)	県合同庁舎が所在する市の庁舎、公園	NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータによる測定	県 (広域振興局等)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全県の地表付近の放射線の状況を把握するため、平成23年11月から県独自に各広域振興局等に整備したサーベイメータにより、各地区合同庁舎等及び公園など県内55か所の測定を実施しており、継続して実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市、奥州市及び平泉町(特措法重点調査地域) 市町村庁舎については、地域指定を受けた3市町の全てで測定。 ・ その他 上記以外の市町村庁舎については、各地域において県合同庁舎の所在する市の市庁舎のみを測定。 <p>【前年度までの比較等(測定開始:平成23年度、変更:平成30年度、令和3年度、令和7年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原発事故後、平成23年6月から7月にかけて、県内全市町村の測定を実施したほか、県南地域の奥州市、一関市及び平泉町の庁舎及び公園の測定を毎月実施。 ○ 平成23年11月に各広域振興局等にサーベイメータが配備されたことから、測定地域を拡充し、各合同庁舎等及び公園など県内55箇所を毎月測定。 ○ 平成30年度から重点調査地域以外の市町村の測定頻度を毎月から1回/2月に変更。 ○ 令和3年度から重点調査地域の測定頻度を毎月から1回/2月に、重点調査地域以外の市町村の測定頻度を1回/2月から1回/6月に変更。 ○ 令和7年度から重点調査地域の測定頻度を1回/2月から1回/6月に、重点調査地域以外の市町村の測定頻度を1回/6月から1回/年に変更。 <p>【前年度に測定を実施した合同庁舎等及び公園等55箇所の一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合同庁舎 花巻地区合同庁舎、北上地区合同庁舎、大船渡地区合同庁舎、宮古地区合同庁舎 ○ 市町村庁舎 盛岡市役所、奥州市役所本庁舎、江刺総合支所、胆沢総合支所、前沢総合支所、衣川総合支所、金ヶ崎町役場、一関市役所、花巻支所、東山支所、千厩支所、大東支所、川崎支所、室根支所、藤沢支所、平泉町役場、釜石市役所、大槌町役場、大船渡市役所、陸前高田市役所仮設庁舎跡地、住田町役場、久慈市役所、洋野町役場、野田村役場、普代村役場、二戸市役所金田一出張所 ○ 公園など 渋民運動公園、大堰川プロムナード、慶徳公園、中央運動公園、紫陽花ロード展望台、南前沢グリーンパーク、木のかおり公園、荒巻公園、一関運動公園、金流川河川公園、唐梅館総合公園、黄金山キャンプ場、伊勢館公園、川崎農山村広場、室根きらめきパーク、ニコニコパーク、旧志羅山児童館、定内とんがり公園、ふれあい運動公園、三陸総合運動公園、鳴石北公園、住田町運動公園、宮古児童相談所、小鳩公園、浄法寺グラウンド(旧浄法寺小学校) 				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物（農産物）			担当部署	農林水産部 農産園芸課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	米	9月～10月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (国の検査委託機関)
	麦類	6月～8月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (国の検査委託機関)
	大豆	10月～12月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (国の検査委託機関)
	そば・雑穀	9月～1月	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (国の検査委託機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に測定調査を実施。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成30年度、令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度～ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部）」（以下「国ガイドライン」という。）など、国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施。 ○ 平成24年度～ 生産量が多い市町村を対象に、県が指定する品目「ひえ」、「あわ」、「きび」、「はとむぎ」及び「アマランサス」について、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質濃度測定を実施。（県独自事業） ○ 平成30年度～ 国ガイドラインの改正（平成29年3月24日）に伴い、測定対象を次のとおり見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国ガイドラインの検査対象品目から削除された、野菜（きゅうり、トマト、ピーマン、なす、だいこん、さといも、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ）、果樹（りんご、ぶどう、なし、おうとう、もも、ブルーベリー）を除外。 ・ なお、野菜、果樹は、測定開始以降、放射性物質は不検出。 ○ 令和3年度～ 「そば」について、秋そばのみを対象として、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質濃度測定を実施。（県独自事業） 				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物(畜産物)			担当部署	農林水産部 流通課 畜産課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	牛肉	通年	県内と畜場	NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県
	原乳	通年	県内の冷却・貯蔵の機能を有する施設	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (民間検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に測定調査を実施。 <p>【前年度までの比較等(測定開始：平成23年度、変更：平成30年度、令和2年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度～ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(原子力災害対策本部)」(以下「国ガイドライン」という。)など国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施。 ※ 牛肉：全頭について、適切な飼養管理の徹底と安全管理体制の整備を内容とする「出荷・検査方針」に基づき測定調査を実施。 ○ 平成30年度～ 国ガイドラインの改正(平成29年3月24日)に伴い、測定対象を次のとおり見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国ガイドラインの「検査対象品目」から削除されたため、豚肉・鶏肉・鶏卵を除外。 ・ なお、豚肉・鶏肉・鶏卵は、測定開始以降、放射性物質は不検出。 ○ 令和2年度～ 国ガイドラインの改正(令和2年3月23日)に伴い、牛肉の測定を次のとおり実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「全頭検査終了後の出荷・検査方針」に基づく飼養管理状況調査を行い、原則、肥育牛は測定調査不要、県内と畜の廃用牛については1戸あたり1頭以上の測定調査を実施。 				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物 (特用林産物)			担当部署	農林水産部 林業振興課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	原木生しいたけ(施設)	1月～3月、 11月～12月	生産量が多い市町村	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (民間検査機関)
	原木生しいたけ(露地)	4月～5月、 10月～11月	〃	〃	〃
	野生きのこ(まつたけ等)	9月～10月	〃	〃	〃
	原木きのこ(まいたけ等)	9月～10月	〃	〃	〃
	山菜(栽培) (わらび等)	4月～6月、 1月～2月	〃	〃	〃
	山菜(野生)	4月～6月	〃	〃	〃
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に測定調査を実施。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始：平成23年度、変更：令和6年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度～ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (原子力災害対策本部)」(以下「国ガイドライン」という。) など、国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施。 ○ 令和6年度～ 菌床きのこ類(しいたけ、まいたけ)は、平成24年度から検査を実施していたが、検査結果は極めて低い数値であり、今後基準値を超える放射性物質が検出される可能性が低いため、検査計画から除外。 				

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物（水産物）			担当部署	農林水産部 水産振興課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	海産魚種	通年	岩手県海域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (国の検査委託機関)
	内水面魚種	魚種ごとの採捕時期	岩手県内河川	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (国の検査委託機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に測定調査を実施。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：－）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度～ <ul style="list-style-type: none"> 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（原子力災害対策本部）」など、国の枠組みに基づいて品目を選定し、測定調査を実施。 ・ 海産魚種：水揚げ時期、水揚げ量を考慮して測定調査を実施。 [スルメイカ、秋サケ、タラ類、サバ類、ブリ類、カレイ類、ソイ・メバル類、アイナメ、ミズダコ等] ・ 内水面魚種：魚種ごとの採捕時期を考慮し測定調査を実施。 [イワナ、ヤマメ、ウグイ] 				

(3) 農林水産物等																																																																																																																																																																																																																																					
ア 農林水産物(野生山菜、野生きのこ)			担当部署	環境生活部 県民くらしの安全課																																																																																																																																																																																																																																	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)																																																																																																																																																																																																																																
令和7年度	野生山菜	4月～5月 (年1回)	県内全域(全市町村)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (環境保健研究センター)																																																																																																																																																																																																																																
	野生きのこ	8月～10月 (年1回)	県内全域(全市町村)	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (環境保健研究センター)																																																																																																																																																																																																																																
結果の公表		県公式ホームページ																																																																																																																																																																																																																																			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 野生山菜・野生きのこ 令和6年度と同様に測定を継続実施(県独自事業)。 <p>【前年度までの比較等(測定開始:平成24年度、変更:平成25年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生山菜 県内全市町村を対象に、県が指定する品目「ごごみ」及び「わらび」について、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質濃度測定を継続実施。(県独自事業) ・ 野生きのこ 県内全市町村を対象に、比較的発生が早く、一般的に食用とされているきのこを1種類選定し、ゲルマニウム半導体検出器による放射性物質濃度測定を継続実施。(県独自事業) 平成25年度からは、出荷制限指示等の対象となった市町村を本調査対象から除外。 <p>『測定結果』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種類</th> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> <th>年度</th> <th>種類</th> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>野生きのこ</td> <td>40</td> <td>4検体</td> <td rowspan="3">5</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>29</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">25</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>31</td> <td>1検体</td> <td>わらび</td> <td>29</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>30</td> <td>なし</td> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>24</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">26</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>27</td> <td>なし</td> <td rowspan="3">6</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>24</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>30</td> <td>1検体</td> <td>わらび</td> <td>26</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>24</td> <td>なし</td> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>19</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">27</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>29</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>26</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">28</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>29</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>26</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">29</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>25</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>30</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>25</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">元</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>26</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>24</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>29</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>24</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>24</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">野生山菜</td> <td>ごごみ</td> <td>28</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>わらび</td> <td>27</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">野生きのこ</td> <td>23</td> <td>なし</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>					年度	種類	検体数	基準値超過	年度	種類	検体数	基準値超過	24	野生きのこ	40	4検体	5	野生山菜	ごごみ	29	なし	25	野生山菜	ごごみ	31	1検体	わらび	29	なし	わらび	30	なし	野生きのこ		24	なし	26	野生山菜	ごごみ	27	なし	6	野生山菜	ごごみ	24	なし	わらび	30	1検体	わらび	26	なし	野生きのこ		24	なし	野生きのこ		19	なし	27	野生山菜	ごごみ	29	なし				わらび	28	なし				野生きのこ		26	なし				28	野生山菜	ごごみ	29	なし				わらび	28	なし				野生きのこ		26	なし				29	野生山菜	ごごみ	28	なし				わらび	28	なし				野生きのこ		25	なし				30	野生山菜	ごごみ	30	なし				わらび	28	なし				野生きのこ		25	なし				元	野生山菜	ごごみ	28	なし				わらび	26	なし				野生きのこ		24	なし				2	野生山菜	ごごみ	29	なし				わらび	28	なし				野生きのこ		24	なし				3	野生山菜	ごごみ	28	なし				わらび	28	なし				野生きのこ		24	なし				4	野生山菜	ごごみ	28	なし				わらび	27	なし				野生きのこ		23	なし			
	年度	種類	検体数	基準値超過	年度	種類	検体数	基準値超過																																																																																																																																																																																																																													
	24	野生きのこ	40	4検体	5	野生山菜	ごごみ	29	なし																																																																																																																																																																																																																												
	25	野生山菜	ごごみ	31			1検体	わらび	29	なし																																																																																																																																																																																																																											
			わらび	30		なし	野生きのこ		24	なし																																																																																																																																																																																																																											
	26	野生山菜	ごごみ	27	なし	6	野生山菜	ごごみ	24	なし																																																																																																																																																																																																																											
			わらび	30	1検体			わらび	26	なし																																																																																																																																																																																																																											
		野生きのこ		24	なし		野生きのこ		19	なし																																																																																																																																																																																																																											
	27	野生山菜	ごごみ	29	なし																																																																																																																																																																																																																																
			わらび	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
	野生きのこ		26	なし																																																																																																																																																																																																																																	
	28	野生山菜	ごごみ	29	なし																																																																																																																																																																																																																																
			わらび	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
	野生きのこ		26	なし																																																																																																																																																																																																																																	
	29	野生山菜	ごごみ	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
			わらび	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
	野生きのこ		25	なし																																																																																																																																																																																																																																	
	30	野生山菜	ごごみ	30	なし																																																																																																																																																																																																																																
			わらび	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
	野生きのこ		25	なし																																																																																																																																																																																																																																	
	元	野生山菜	ごごみ	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
			わらび	26	なし																																																																																																																																																																																																																																
	野生きのこ		24	なし																																																																																																																																																																																																																																	
	2	野生山菜	ごごみ	29	なし																																																																																																																																																																																																																																
			わらび	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
	野生きのこ		24	なし																																																																																																																																																																																																																																	
	3	野生山菜	ごごみ	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
			わらび	28	なし																																																																																																																																																																																																																																
野生きのこ		24	なし																																																																																																																																																																																																																																		
4	野生山菜	ごごみ	28	なし																																																																																																																																																																																																																																	
		わらび	27	なし																																																																																																																																																																																																																																	
野生きのこ		23	なし																																																																																																																																																																																																																																		
<p>基準値超過が確定した当該市町村に対し、農林水産部による出荷自粛、原子力災害対策本部による出荷制限指示の措置。(わらび(野生):国の出荷制限指示:3市町、野生きのこ:国の出荷制限指示:9市町)</p>																																																																																																																																																																																																																																					

(3) 農林水産物等					
ア 農林水産物 (ニホンジカ肉)			担当部署	農林水産部 農業振興課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	ニホンジカ肉	通年	釜石市、大槌町、遠野市	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (民間検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に測定調査を実施。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始：令和2年度、変更：令和6年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度～ 食肉加工を目的として大槌町の食肉処理加工施設が受け入れした全頭につき、県が定める「出荷・検査方針」に基づき検査を実施。 ※令和2年4月15日付け原子力災害対策本部長指示により、出荷制限の一部解除の通知があったもの。 ○ 令和6年度～ 食肉加工を目的として大槌町及び遠野市の食肉処理加工施設が受け入れした全頭につき、県が定める「出荷・検査方針」に基づき検査を実施。 ※令和6年5月1日付けで、出荷・検査方針の見直しを行ったもの。 				

(3) 農林水産物等					
イ 粗飼料			担当部署	農林水産部 畜産課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	牧草 飼料作物	通年	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (民間検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に測定調査を実施。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成25年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度～平成25年度 牧草・飼料作物について、モニタリング調査を実施。 ○ 平成24年度～平成25年度 公共牧場について、モニタリング調査を実施。 ○ 平成25年度～ 除染後の牧草地等について、測定調査を実施。 				

(3) 農林水産物等					
ウ 堆肥			担当部署	農林水産部 農業普及技術課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	牛ふん堆肥	通年	牧草の放射性セシウム濃度が300Bq/kgを超える市町村等	NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータ、ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (民間検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に測定調査を実施。 (※ 国が示している検査対象要件を満たす場合に実施するもの) <p>【前年度までの比較等 (測定開始：平成23年度、変更：-)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度～ 農林水産省の通知に基づき、肥料販売業者等からの依頼等により測定調査を実施。 (※ 令和6年度時点で、検査対象となる製造所の該当なし) 				

(3) 農林水産物等					
エ 農用地土壌			担当部署	農林水産部 農業普及技術課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	農用地土壌	通年（作付されている作物ごとに設定）	県南地域	NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータによる測定	県
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度～令和8年度の3年間で、定点（10か所の）測定調査を実施。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成25年度、平成28年度、平成30年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度 県内160箇所の農地土壌の測定調査を実施（調査地点全てで水稻の作付制限の判断基準である5,000Bq/kgを大きく下回っていることを確認）。 ○ 平成24年度 農作物の適切な生産管理に資する調査、研究を目的とした測定調査を実施。 ○ 平成25年度～平成27年度 定点（75箇所）の測定調査を実施。 ○ 平成28年度～平成29年度 定点を縮小（10箇所）して測定調査を実施。 ○ 平成30年度～ 定点（10箇所）の測定調査を3年間で計画的に実施。 				

(3) 農林水産物等																																															
流通食品			担当部署	環境生活部 県民くらしの安全課																																											
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)																																										
令和7年度	流通食品 (放射性物質濃度)	1か月約20検体	県内全域	ゲルマニウム半導体 検出器による 測定	県 (岩手県環境保健研究 センター)																																										
結果の公表		県公式ホームページ																																													
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度と同様に検査を継続実施。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成24年度、変更：平成24年度、平成25年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品衛生法に基づき流通食品の放射性物質検査を実施。 ○ 年度毎に定める岩手県食品衛生監視指導計画に基づく年間計画により、毎月約20検体について検査を実施。 検体数は、年間計200検体。 ○ 検査対象は、本県産農林水産物等の流通食品に加え、過去に国の出荷制限指示の対象となった東日本18都県を中心とした県外産品についても継続実施。 <p>『測定結果』</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検体数</th> <th>基準値超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24</td> <td>95</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>200</td> <td>1検体（野生山菜（コシアブラ））</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>元</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>190 ※</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>200</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>本県産農林水産物等において、基準値の超過をした当該市町村に対し、農林水産部による出荷自粛、原子力災害対策本部による出荷制限指示の措置。</p> <p>※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策による業務縮小で10検体減少となったもの。</p>					年度	検体数	基準値超過	24	95	なし	25	200	1検体（野生山菜（コシアブラ））	26	200	なし	27	200	なし	28	200	なし	29	200	なし	30	200	なし	元	200	なし	2	190 ※	なし	3	200	なし	4	200	なし	5	200	なし	6	200	なし
	年度	検体数	基準値超過																																												
	24	95	なし																																												
	25	200	1検体（野生山菜（コシアブラ））																																												
	26	200	なし																																												
	27	200	なし																																												
	28	200	なし																																												
	29	200	なし																																												
	30	200	なし																																												
	元	200	なし																																												
2	190 ※	なし																																													
3	200	なし																																													
4	200	なし																																													
5	200	なし																																													
6	200	なし																																													

(3) 農林水産物等					
力 学校給食等食材			担当部署	教育委員会事務局 保健体育課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	給食等食材	原則毎日 (測定対象食材がある場合)	盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、盛岡ひがし支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、気仙光陵支援学校、久慈拓陽支援学校、盛岡工業高等学校	NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる測定	県
結果の公表		県公式ホームページ			
備 考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 測定対象食材</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物等 <p>② 測定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食提供日以前（1週間～4週間前） <p>③ 基準値を超えた場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校が、給食で使用する予定の食材について放射性物質濃度の測定を行い、再検査（国が定める食品中の放射性物質の基準値の1/2以上の値^{*1}が出た場合実施）においても、国が定める食品中の放射性物質の基準値を超える結果となった場合は、給食食材として使用しないものとする。 <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成24年度、変更：平成30年度、令和2年度、令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 完全給食実施校で、各学校の調理施設で給食調理を実施している県立学校11校に測定機器を平成23年度末に設置し、平成24年6月から測定を開始。 杜陵高等学校が平成29年5月、釜石高等学校が平成30年4月に給食を休止したことにより2校の測定を休止しているが、盛岡ひがし支援学校が令和2年8月から給食を開始したため、県立学校10校^{*2}で測定を実施している。 ○ 学校給食食材等の測定は、産直や個人農家などから直接仕入れる地場産物（事前測定）と流通市場を通じ仕入れる食材（提供後測定）について実施してきたが、これまでの測定結果や東北各県の状況、専門家の意見を踏まえ、流通市場を通じ仕入れる食材（提供後測定）の測定は、令和2年度末で終了した。 ○ 市町村の検査体制整備への支援 平成23年度に市町村が学校給食等食材の放射性物質濃度測定検査機器を購入する際の費用への補助制度を創設。 20市町村^{*3}が補助金を活用し、測定機器を平成24年8月までに整備、順次測定を開始している。（1台当たり2,750千円を上限としてその1/2の額を補助） <p>※1 基準値の1/2以上の値が出た場合に再検査をする理由：厚生労働省が示している「食品中の放射性セシウムスクリーニング」の方法において、ゲルマニウム半導体検出器より検査結果を確定させる必要のあるスクリーニングレベルは、基準値となる値の1/2とされているため。</p> <p>※2 特別支援学校9校（盛岡視覚支援学校、盛岡聴覚支援学校、盛岡となん支援学校、盛岡峰南高等支援学校、盛岡ひがし支援学校、花巻清風支援学校、前沢明峰支援学校、気仙光陵支援学校、久慈拓陽支援学校）及び、夜間定時制学校1校（盛岡工業高等学校）</p> <p>※3 以下の20市町村において補助金を活用 盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、花巻市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、陸前高田市、宮古市、田野畑村、久慈市、洋野町、一戸町、軽米町、九戸村</p>				

(3) 農林水産物等					
キ その他(野生鳥獣肉)			担当部署	環境生活部 自然保護課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	野生鳥獣肉 (シカ、クマ及びヤマドリ)	通年 (検体確保時)	県内全域	ゲルマニウム半導体検出器による測定	県 (環境保健研究センター) (民間検査機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(原子力災害対策本部)」に基づき継続実施。 ○ 県内全域を対象としつつ、継続して基準値を超えている地域に重点を置いた検査を実施。 (シカ99検体、クマ21検体、ヤマドリ21検体程度)。 <p>【前年度までの比較等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 検査対象地域について、平成23年度は県南地域としていたが、平成24年度は県内全域に拡大。その後の検出状況から、シカについては継続して県内全域を対象として実施しているが、クマ及びヤマドリについては順次地域の限定を進め、検出が見込まれる県南地域について重点的に検査を実施。 <p>また、検査対象とする野生鳥獣については、食用として活用されることが多く、現在、出荷制限の指示が継続している鳥獣について検査を実施。</p>				
	『測定結果』		【単位：検体】		
	年度	検査検体数	基準値超過検体数(鳥獣種内訳)		
	24	91	17(シカ12、クマ2、ヤマドリ3)		
	25	107	10(シカ5、クマ3、ヤマドリ2)		
	26	66	9(シカ2、クマ2、ヤマドリ5)		
	27	46	5(シカ2、クマ2、ヤマドリ1)		
	28	96	13(シカ5、クマ6、ヤマドリ2)		
	29	72	3(シカ2、クマ1)		
	30	102	14(シカ3、クマ8、ヤマドリ3)		
	R1	70	5(シカ3、クマ2)		
	R2	76	5(シカ2、クマ3)		
	R3	44	1(ヤマドリ1)		
	R4	75	2(クマ2)		
	R5	60	1(シカ1)		
	R6	57	1(シカ1) ※R7.2.28現在		

(4) 産業活動																																																																	
ア 工業製品・加工食品等 (木製品、金属製品、工具、部品等)			担当部署	商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室																																																													
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)																																																												
令和7年度	工業製品等 (表面汚染)	事業者の依頼に応じて随時実施	依頼企業の事業所等 岩手県工業技術センター	NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータによる測定	事業者 (工業技術センター)																																																												
	工業製品等 (内部汚染)	事業者の依頼に応じて随時実施	岩手県工業技術センター	ゲルマニウム半導体検出器による測定	事業者 (工業技術センター)																																																												
結果の公表		依頼企業に対し結果通知(一般への公表等については、依頼企業の判断により対応)																																																															
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 事業者の依頼に応じ、工業製品の表面汚染又は内部汚染を測定(原則有料)。 測定単位 : cpm、$\mu\text{Sv/h}$、Bq/kg</p> <p>② 表面汚染の測定で足りるものについては、NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータで測定を実施。 例 : 電子機器、機械、金属・樹脂・木工製品など</p> <p>③ 検体内部の測定が必要なものについては、ゲルマニウム半導体検出器で測定を実施。 例 : 加工食品など</p> <p>【前年度までの比較等(測定開始:平成23年度、変更:平成24年度)】</p> <p>平成23年秋頃から、食品や木材等、内部汚染の測定への要望や問合せが増加したことから、平成24年3月中旬に工業技術センターにゲルマニウム半導体検出器を導入し、平成24年度は内部汚染の測定を対象に追加。</p> <p>○測定実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定件数(件)</td> <td>82</td> <td>52</td> <td>42</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>測定点数(点)</td> <td>356</td> <td>133</td> <td>74</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>4</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>測定件数(件)</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測定点数(点)</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23年度は、事業者の依頼に応じて表面汚染の測定を実施。平成24年度は、内部汚染の測定を対象に追加。 ※測定件数、点数は令和7年1月31日現在のもの。</p>					年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	測定件数(件)	82	52	42	17	17	7	7	8	4	測定点数(点)	356	133	74	20	20	24	12	11	4	年度	R2	R3	R4	R5	R6					測定件数(件)	9	4	11	1	1					測定点数(点)	12	7	11	1	1				
	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																																							
測定件数(件)	82	52	42	17	17	7	7	8	4																																																								
測定点数(点)	356	133	74	20	20	24	12	11	4																																																								
年度	R2	R3	R4	R5	R6																																																												
測定件数(件)	9	4	11	1	1																																																												
測定点数(点)	12	7	11	1	1																																																												

(4) 産業活動					
イ 下水汚泥			担当部署	県土整備部 下水環境課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	脱水汚泥 (放射性物質濃度)	不定期	公共下水道・農業集落排水施設 関係市町村の浄化センター	ゲルマニウム半導体検出 器等による測定	市町村 (民間検査機関)
	焼却灰 (同上)	処分先との協議結 果に応じて測定	北上浄化センター(北上市)	ゲルマニウム半導体検出 器による測定	県 (民間検査機関)
結果の公表		県：県公式ホームページ 市町村：関係市町村公式ホームページ等			
備 考	【令和7年度の対応】				
	<p>① 脱水汚泥</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が所管する公共下水道・農業集落排水処理施設 県通知を受け、関係市町村が脱水汚泥の発生状況等を勘案し、対応が必要な浄化センターで適切な頻度で継続実施。 <p>② 焼却灰</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県が所管する流域下水道 国通知により、北上浄化センターで処分先との協議結果に応じた回数で実施。 <p>【前年度までの比較等(測定開始：平成23年度、変更：平成24年度、平成25年度、平成27年度、平成30年度、令和5年度、令和7年度)】</p> <p>① 脱水汚泥(県)(平成27年度、平成30年度、令和5年度変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度、国通知及びこれまでの測定結果を勘案し、月1回から年4回に変更。 ○ 平成30年度、測定値が基準値を下回り安定していることから、定期的な測定は廃止し、処分先との協議結果に応じた頻度で測定を継続。 ○ 令和5年度、処分先との協議により測定が不要とされたことから、測定を廃止した。 <p>② 焼却灰(平成25年度、平成30年度、令和7年度変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度、放射性物質濃度が低くなっていることから、2週1回から4週1回へ変更。 ○ 平成30年度、測定値が基準値を下回り安定していることから、定期的な測定は廃止し、処分先との協議結果に応じた測定を継続。 ○ 令和7年度、測定値が基準値を下回り安定していることから、処分先との協議結果に基づく対応を反映。 <p>③ 施設敷地境界等での空間線量率(平成25年度、平成30年度変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却灰の保管が無くなったことやこれまでの測定結果を勘案し、平成24年度は週1回、平成25年度は年2回の測定に変更。 ○ 平成30年度、測定値が基準値以下かつ低値で安定していることから、廃止。 (施設の空間線量率測定は、別途継続実施) 				

(4) 産業活動					
ウ 廃棄物（廃棄物処理施設※1）			担当部署	環境生活部 資源循環推進課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	施設の敷地境界 (空間線量率)	週1回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設 汚泥の脱水施設 一般廃棄物最終処分場(管理型)※2 産業廃棄物最終処分場(管理型)※2	NaI(Tl)シンチレーション式サーベイメータ等γ線の測定が可能なものによる測定	施設設置者 (施設設置者による)
	排ガス (同上)	月1回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設	ゲルマニウム半導体検出器による測定 (検出限界 2Bq/m ³)	施設設置者 (施設設置者による)
	ばいじん、焼却灰その他の燃え殻(放射性物質濃度)	月1回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設	ゲルマニウム半導体検出器、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ又はLaBr ₃ (Ce)シンチレーションスペクトロメータによる測定 (検出限界 10~30Bq/kg)	施設設置者 (施設設置者による)
	排水 (同上)	月1回	一般廃棄物焼却施設 産業廃棄物焼却施設 汚泥の脱水施設 一般廃棄物最終処分場(管理型) 産業廃棄物最終処分場(管理型)	ゲルマニウム半導体検出器による測定 (検出限界 10~20Bq/l)	施設設置者 (施設設置者による)
	地下水 (同上)	月1回	一般廃棄物最終処分場(管理型) 産業廃棄物最終処分場(管理型)	ゲルマニウム半導体検出器による測定 (検出限界 1~2Bq/l)	施設設置者 (施設設置者による)
結果の公表		施設設置者が判断			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 特措法に基づき、廃棄物処理施設の空間線量率等の測定を実施。 測定対象：空間線量率、ばいじん・焼却灰その他の燃え殻、排ガス、排水、地下水 〔 調査対象施設：一般廃棄物・・・焼却施設1施設、最終処分場21施設 産業廃棄物・・・焼却施設1施設、最終処分場1施設、汚泥脱水施設1施設 〕</p> <p>② 廃棄物焼却施設のうち一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び汚泥の脱水施設については、東北地方環境事務所長の確認を受けた場合は、測定を免除。</p> <p>【前年度までの比較等（測定開始：平成23年度、変更：平成24年度）】</p> <p>① 平成23年度は、国通知に基づき、廃棄物を安全に処理するため、廃棄物の種類（焼却灰、汚泥等）ごとに測定を実施。 一般廃棄物焼却施設から排出された焼却灰等については、県内19施設で各事業者が測定。 産業廃棄物焼却施設から排出された焼却灰等については、県内13施設で、国要請に基づき、県や事業者が測定を実施。 汚泥肥料の原料として提供する、し尿汚泥については、国通知に基づき施設設置者が測定を実施。</p> <p>② 平成24年度から、特措法の全面施行に伴い、対象となる廃棄物処理施設ごとに測定を行うよう定められたことから、廃棄物の種類ごとの測定から施設ごとの測定に変更して実施。</p> <p>※1 特措法に基づき測定が義務付けられた特定一般廃棄物処理施設（一般廃棄物を処理するごみ処理施設（焼却施設）、最終処分場）、特定産業廃棄物処理施設（産業廃棄物を処理する汚泥の脱水施設、焼却施設、最終処分場）</p> <p>※2 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の埋立処分に供され、又は供された最終処分場</p>				

(4) 産業活動					
ウ 廃棄物 (除染廃棄物※保管場所)			担当部署	環境生活部 資源循環推進課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	除染廃棄物 保管場所 (空間線量率)	保管前1回及び 保管開始後遅滞 なく1回	現場保管場所等境界	NaI (TI) シンチレシ ョン式サーベイメータ等 γ線の測定が可 能なものによる 測定	除染実施者又は土地 の所有者等
結果の公表		除染実施者又は土地の所有者等が判断			
備 考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>① 特措法に基づき、除染等の措置に伴い生じた廃棄物保管場所の空間線量率の測定を実施。(地上1m、50cmでも可)</p> <p>② 環境省が示す除染廃棄物ガイドラインに基づき、除染廃棄物を保管する前と保管開始直後に、それぞれ測定を実施。</p> <p>【前年度までの比較等 (測定開始：平成23年度、変更：-)】</p> <p>平成24年1月から放射性物質汚染対処特別措置法の全面施行に伴い、測定が義務付けられた。</p> <p>※ 重点調査地域の指定を受けた3市町(一関市、奥州市及び平泉町)の除染実施計画に基づき、除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物(特定廃棄物を除く)</p>				

(4) 産業活動																																							
エ 企業局工業用水道			担当部署	企業局 業務課																																			
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)																																		
令和7年度	(ア) 工業用水 (放射性物質濃度)	脱水汚泥の測定結果が高い場合(100Bq/kg) 又は同一地域の水道水から高濃度(10Bq/kg)の放射性物質が検出された場合	北上中部工業用水道 第二浄水場 第三浄水場 新北上浄水場 (北上市)	ゲルマニウム半導体検出器 又は NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる測定	県 (民間調査機関)																																		
	(イ) 脱水汚泥 (同上)	受入先との協議により決定	北上中部工業用水道 第二浄水場 第三浄水場 新北上浄水場 (北上市)	ゲルマニウム半導体検出器 又は NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる測定	県 (民間調査機関)																																		
	(ウ) 敷地境界等 (空間線量率)	汚泥の測定結果が高い場合(100Bq/kg 以上)に測定	北上中部工業用水道 第二浄水場 第三浄水場 新北上浄水場 (北上市)	NaI (TI) シンチレーションサーベイメータによる測定	県 (当該施設職員)																																		
結果の公表		県公式ホームページ上に掲載																																					
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <p>(ア) 工業用水 (放射性物質濃度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から、経済産業省の通知を参考に県独自の判断により、測定を継続実施。 上記3施設の工業用水について、上記のとおり測定。 <p>(イ) 脱水汚泥 (放射性物質濃度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から、国が示した基準(8,000Bq/kg 以下：埋立処分可能、100Bq/kg 以下：再利用可能)に基づき適正に処分するため、県独自の判断により、測定を継続実施。 上記3施設から発生する脱水汚泥について、上記のとおり測定。 <p>(ウ) 敷地境界等 (空間線量率)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき測定を実施。平成25年度に測定義務は免除されたものの、作業従事者や周辺住民の安全確認のため県独自の判断により、測定を継続実施。 上記3施設の敷地境界の空間線量率について、上記の実施時期・頻度に基づき職員が測定。 <p>【前年度までの比較等】</p> <p>平成23年度の測定開始以降、測定結果や状況を踏まえ、時期・頻度を見直しながら継続実施。</p>																																						
	<p><測定頻度の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 工業用水</td> <td>1回/月</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>安全確認が必要な場合</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(イ) 脱水汚泥</td> <td>1回/月</td> <td>→</td> <td>1回/3か月</td> <td>1回/6か月</td> <td>→</td> <td>受入先との協議による*</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 敷地境界等</td> <td>1回/週</td> <td>1回/月</td> <td>→</td> <td>1回/6か月</td> <td>→</td> <td>→</td> <td>安全確認が必要な場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受入先との協議により、令和5年度までは1回/6か月の測定を実施、令和6年度から1回/年の測定を実施している。</p>									H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29～	(ア) 工業用水	1回/月	→	→	→	→	安全確認が必要な場合	→	(イ) 脱水汚泥	1回/月	→	1回/3か月	1回/6か月	→	受入先との協議による*	→	(ウ) 敷地境界等	1回/週	1回/月	→	1回/6か月	→	→
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29～																																
(ア) 工業用水	1回/月	→	→	→	→	安全確認が必要な場合	→																																
(イ) 脱水汚泥	1回/月	→	1回/3か月	1回/6か月	→	受入先との協議による*	→																																
(ウ) 敷地境界等	1回/週	1回/月	→	1回/6か月	→	→	安全確認が必要な場合																																

(4) 産業活動					
オ 浄水発生土 (水道事業者)			担当部署	環境生活部 県民くらしの安全課	
	測定対象	実施時期・頻度	測定場所	測定方法	実施主体 (測定実施機関)
令和7年度	浄水発生土 (放射性物質濃度)	随時 (浄水発生土の最終処分又は再生利用のために必要なとき)	市町村及び企業団の浄水場	ゲルマニウム半導体検出器による測定	水道事業者等 (水道事業者等の測定委託機関)
結果の公表		県公式ホームページ			
備考	<p>【令和7年度の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浄水場からの浄水発生土について、その処理 (再生利用、最終処分) を適切に行うため、水道事業者等 (市町村及び水道企業団) が測定を実施。 ○ 測定結果について、県民の不安解消を図るため、定期的に県でとりまとめ公表。 <p>【前年度までの比較等 (測定開始：平成23年度、変更：-)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同様の取組を継続して実施。 ○ これまでの測定結果は、国が示す埋立処分や保管の基準である 8,000Bq/kg を下回っている。 ○ 平成23年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 15の浄水場において11事業体^{※1}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷浄水場 8月8日測定 1,780Bq/L <p>※1 水道事業者 (浄水場)</p> <p>盛岡市 (米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場)、花巻市 (高円万寺浄水場)、北上市 (北上川浄水場)、遠野市 (高室浄水場)、一関市 (脇田郷浄水場)、二戸市 (堀野浄水場)、奥州市 (見分森浄水場)、滝沢村 (柳沢低区浄水場、滝沢浄水場)、軽米町 (軽米浄水場)、岩手中部広域水道企業団 (岩手中部浄水場 (北上市))、奥州金ヶ崎行政事務組合 (たんこう浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から11月にかけて、13の浄水場において8事業体^{※2}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷浄水場 4月17日測定 640Bq/L <p>※2 水道事業者 (浄水場)</p> <p>盛岡市 (米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場)、花巻市 (高円万寺浄水場、竹中浄水場)、北上市 (北上川浄水場)、遠野市 (高室浄水場)、一関市 (脇田郷浄水場)、奥州市 (見分森浄水場)、滝沢村 (柳沢低区浄水場、滝沢浄水場)、岩手中部広域水道企業団 (岩手中部浄水場 (北上市))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から12月にかけて、8の浄水場において5事業体^{※3}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷浄水場 9月11日測定 241Bq/kg <p>※3 水道事業者 (浄水場)</p> <p>盛岡市 (米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場)、北上市 (北上川浄水場)、一関市 (脇田郷浄水場)、奥州市 (見分森浄水場)、岩手中部広域水道企業団 (岩手中部浄水場 (北上市))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から11月にかけて、7浄水場において3事業体^{※4}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷浄水場 8月13日測定 167 Bq/kg <p>※4 水道事業者 (浄水場)</p> <p>盛岡市 (米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場)、一関市 (脇田郷浄水場)、岩手中部水道企業団 (岩手中部浄水場、北上川浄水場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から1月にかけて、7浄水場において5事業体^{※5}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷浄水場 4月1日測定 99 Bq/kg <p>※5 水道事業者 (浄水場)</p> <p>盛岡市 (米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場)、一関市 (脇田郷浄水場)、岩手中部水道企業団 (岩手中部浄水場、高円万寺浄水場、北上川浄水場)、二戸市 (堀野浄水場)、奥州金ヶ崎行政事務組合 (たんこう浄水場)</p>				

備 考	<p>○ 平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から1月にかけて、5浄水場において3事業者^{※6}が測定を実施。 最高値：遠野市高室浄水場 10月25日測定 44 Bq/kg <p>※6 水道事業者（浄水場） 遠野市（高室浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、岩手中部水道企業団（岩手中部浄水場、高円万寺浄水場、北上川浄水場）</p> <p>○ 平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から3月にかけて、13浄水場において7事業者^{※7}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷上水道 3月14日測定 44 Bq/Kg <p>※7 水道事業者（浄水場） 盛岡市（米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場）、遠野市（高室浄水場）、一関市（脇田郷浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、滝沢市（滝沢浄水場、柳沢低地区浄水場）、奥州金ヶ崎行政事務組合（たんこう浄水場）、岩手中部水道企業団（岩手中部浄水場、高円万寺浄水場、北上川浄水場）</p> <p>○ 平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から1月にかけて、14浄水場において6事業者^{※8}が測定を実施。 最高値：奥州金ヶ崎行政事務組合たんこう浄水場 5月8日測定 57 Bq/Kg <p>※8 水道事業者（浄水場） 盛岡市（米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場）、一関市（脇田郷浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、岩手中部水道企業団（岩手中部浄水場、高円万浄水場、大迫中央浄水場、北上川浄水場、竹中浄水場）、滝沢市（滝沢浄水場、柳沢低地区浄水場）、奥州金ヶ崎行政事務組合（たんこう浄水場）</p> <p>○ 令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から12月にかけて、11浄水場において4事業者^{※9}が測定を実施。 最高値：奥州金ヶ崎行政事務組合たんこう浄水場 9月19日測定 39 Bq/Kg <p>※9 水道事業者（浄水場） 盛岡市（米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、岩手中部水道企業団（岩手中部浄水場、高円万浄水場、大迫中央浄水場、北上川浄水場、竹中浄水場）、奥州金ヶ崎行政事務組合（たんこう浄水場）</p> <p>○ 令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月から12月にかけて、7浄水場において3事業者^{※10}が測定を実施。 最高値：奥州金ヶ崎行政事務組合たんこう浄水場 5月29日測定 40 Bq/Kg <p>※10 水道事業者（浄水場） 岩手中部水道企業団（高円万寺浄水場、北上川浄水場、岩手中部浄水場、竹中浄水場、大迫中央浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、奥州金ヶ崎行政事務組合（たんこう浄水場）</p> <p>○ 令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年4月から令和4年3月にかけて、14浄水場において6事業者^{※11}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷浄水場 9月8日測定 33 Bq/Kg <p>※11 水道事業者（浄水場） 盛岡市（米内浄水場、中屋敷浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場）、一関市（脇田郷浄水場、上巻浄水場）、岩手中部水道企業団（高円万寺浄水場、北上川浄水場、岩手中部浄水場、竹中浄水場、大迫中央浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、遠野市（高室浄水場）、奥州金ヶ崎行政事務組合（たんこう浄水場）</p> <p>○ 令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月から令和5年3月にかけて、5浄水場において4事業者^{※12}が測定を実施。 最高値：一関市脇田郷浄水場 9月7日測定 36 Bq/Kg <p>※12 水道事業者（浄水場） 一関市（脇田郷浄水場、上巻浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、遠野市（高室浄水場）、奥州金ヶ崎行政事務組合（たんこう浄水場）</p> <p>○ 令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年4月から令和6年3月にかけて、7浄水場において4事業者^{※13}が測定を実施。 最高値：遠野市高室浄水場 2月26日測定 29 Bq/Kg <p>※13 水道事業者（浄水場） 盛岡市（米内浄水場、沢田浄水場、新庄浄水場）、一関市（脇田郷浄水場、上巻浄水場）、二戸市（堀野浄水場）、遠野市（高室浄水場）</p>
--------	---